

## 平成23年度 白川町 財務4表

(新地方公会計制度)

- ・ バランスシート
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書



## 目 次

はじめに	5
1 財務諸表の必要性	6
2 財務諸表の作成条件	6
3 総務省方式の基準モデルと改訂モデルについて	7
第1 普通会計バランスシート	8
1 バランスシートとは	8
(1) バランスシートの目的	8
(2) バランスシートの意味	8
2 バランスシートの中身	9
(1) 資産とは	9
(2) 負債とは	10
(3) 純資産とは	11
3 バランスシート作成にあたって	12
4 町のバランスシートを見てみましょう	12
(1) 平成23年度バランスシート	12
(2) バランスシートを町民一人当たりしてみると	13
5 バランスシートをもっと詳しく見てみましょう	14
【資産の部】	14
(1) 公共資産	14
(2) 投資等	15
(3) 流動資産	19
【負債の部】	20
(1) 固定負債	20
(2) 流動負債	21
【純資産の部】	22
6 平成23年度バランスシートから見えるもの	24
(1) 社会資本形成の世代間負担割合	24
(2) 歳入総額対資産比率	25
(3) その他の比率	25
第2 行政コスト計算書	28
1 行政コスト計算書とは	28
2 行政コスト計算書の中身	29
(1) 経常行政コストの内訳	29
(2) 経常収益の内訳	30

3	行政コスト計算書の作成にあたって	31
4	行政コスト計算書を見てみると	31
	(1) 白川町の行政コスト計算書	31
	(2) 行政コスト対公共資産比率	32
	(3) 純経常行政コストに対する純資産変動計算書の一般財源等の割合	32
第3	純資産変動計算書	34
1	純資産変動計算書とは	34
2	純資産変動計算書の中身を見てみましょう	37
	(1) 純経常行政コスト、一般財源、補助金等受入	37
	(2) 臨時損益	37
	(3) 振替科目	38
	(4) 上記以外（資産評価替えによる変動額、無償受贈資産受入、その他）	39
第4	キャッシュ・フロー計算書	40
1	キャッシュ・フローの意義	40
2	活動区分別のキャッシュ・フロー	40
	(1) 経常的収支の部	40
	(2) 公共資産整備収支の部	40
	(3) 投資・財務的収支の部	40
3	キャッシュ・フロー計算書の三つの区分の関係	41
4	作成資料	42

## はじめに

新地方公会計制度では、単年度の現金収支を表すだけの決算書に加えて、資産や負債などのストック情報や、発生主義に基づくコスト情報を明らかにすることで、町の財務内容をよりみやすくし、理解するためのものです。企業会計を使った決算資料の必要性は、早くから言われており、すでに平成12年には自治省が一定の作成基準を示しています。

平成19年10月に国の「新地方公会計制度実務研究会」が新しい財務諸表に関する報告書を取りまとめ、次の4表の作成基準が整いました。

- ① バランスシート
- ② 行政コスト計算書
- ③ 純資産変動計算書
- ④ キャッシュ・フロー計算書

本町もこの報告書を受け、平成23年度決算結果を基にして、新地方公会計制度における財務4表を作成しました。

なお、本資料は、昭和44年からの決算統計を基に作成しています。いわゆる総務省方式の改訂モデルです。したがって、昭和43年以前の状況については、適切に反映できていません。現在、有形固定資産の台帳整備を進めていますので、完成すれば精緻（せいち）な数値が示せるとともに、行政財産や普通財産、重要物品等といった分類で公表することも可能になります。

## 1 財務諸表の必要性

町の予算、決算、会計制度は、地方自治法等の法令により、その調整方法や処理方法が規定されており、それらは民間企業で採用されている「発生主義会計」に対して、「現金主義会計」と呼ばれ、現金の収入と支出の記録に重点を置いたものとなっています。

自治体で現金主義が採用されている理由は、予算の適正・確実な執行を統制するための手段として、現金の収受がもつ客観性、確実性に注目しているためと考えられます。また、発生主義会計は、元々営利企業が期間損益計算を適切に行うために採用しているものです。

町は営利企業と違い、利益の追求ではなく、住民福祉の向上を目指しています。両者は、目的の違いからも、会計方式の構造と機能に大きな違いが生じていると考えられます。

しかし、現金主義会計だけでは、町の資産や債務の実態をつかみにくいことから、資産や負債などのストック情報や、発生主義に基づくコスト情報の作成が求められてきました。この発生主義会計をまとめる財務諸表として、平成 19 年 10 月に国の「新地方公会計制度実務研究会」が新しい財務諸表に関する報告書を取りまとめました。今後は、この報告書に基づき財務 4 表を整備していくことになります。

## 2 財務諸表の作成条件

### (1) 対象とする会計範囲

白川町の財政は、一つの財布の中でやり繰りしているのではなく、幾つかの財布に分けてやり繰りをしています。そして、それぞれの財布を「会計」と呼んでいます。町で行う事業の中には、別に財布を設けて出し入れをした方が合理的なものがあり、これを「〇〇特別会計」と呼んで一般の会計と分けています。例えば、国民健康保険に關係するお金や簡易水道事業に關係するお金などです。今回対象となる会計は一般会計と地域振興券交付事業特別会計です。なぜ、この 2 会計かと言えば、それは、この 2 会計を合わせて普通会計と呼んでいるからです。

普通会計とは、個々の自治体で会計の範囲が異なっていて、財政状況の比較が困難なため、地方財政統計の立場から統一的に用いられている会計区分を意味するものです。この普通会計でバランスシートを作成すれば、既に発表している、あるいはこれから発表する自治体との比較が正確にできるようになります。

### (2) 作成基準となる日

作成基準日は、平成 24 年 3 月 31 日（平成 23 年度末）とします。なお、特に説明しない場合、4 月 1 日から 5 月 31 日までの出納整理期間（3 月 31 日の年度末までに、処理できなかった未収未払を処理する期間）の収支は、基準日までに終了したものとみなして処理しています。

### 3 総務省方式の基準モデルと改訂モデルについて

総務省方式の基準モデルとは、民間の会計実務を基本に、税金など官庁会計の特殊性を加味し、資産・負債管理や予算編成への活用など、公会計に期待される機能を果たすことを目的としています。財務書類の作成にあたっては、開始貸借対照表を固定資産台帳に基づき作成し、現金取引情報にとどまらず、ストック・フロー情報を把握した上で、個々の取引情報を複式記帳して作成することを前提としたものです。したがって、財務書類作成の基礎となりうる固定資産台帳の整備や、個々の取引情報を発生主義により複式記帳することが必要となります。複式記帳とは、一つの取引を二つ以上の勘定科目に分けて記入していく帳簿の記入方式のことです。

一方、改訂モデルもその目指す方向は同様ですが、各団体のこれまでの取り組みや作成事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計の情報を活用して作成することを認めています。しかし、この改訂モデルでは、バランスシートの計上に精緻さを欠くという課題も残っています。

町では、まず改訂モデルを作成し、段階的に基準モデルへ移行していく考えです。

## 第1 普通会計バランスシート

### 1 バランスシートとは

#### (1) バランスシートの目的

バランスシートを簡単に言ってしまえば、町がどのような資産を持ち、その財産を持つためにどのようにお金を調達したかが一目で分かるよう、一覧表にまとめたものです。

#### (2) バランスシートの意味

下の図表をご覧ください。これがバランスシートの大きな形です。左半分（これを「借方」（かりかた）と言います。）が資産、右半分（これを「貸方」（かしかた）と言います。）が負債と純資産から成り立っています。

図表 バランスシートの概略図

借 方	貸 方
資 産	負 債 (借金、将来負担)
	純資産 (自己資金、現世代負担)

町が住民にサービスを提供しようというとき、つまり資産を形成しようとするときは、「お金」が必要になります。そのお金の調達方法には大きく分けて二つの方法があります。

① 他人資本（地方債、未払金（債務負担行為）など）

これは「負債」と呼ばれます。いわば借金です。

② 自己資本（一般財源や国県の支出金）

これを純資産と呼びます。企業などでは、「資本」に相当するものです。

この二つの方法によって調達した資金によって行政サービスや事業を行います。その結果、建物や土地などの固定資産を取得したり、現金等として残したりします。これらを総じて「資産」と呼びます。

「資産」は、「負債」と「純資産」によって手に入れた資金が形を変えて町に残ったものです。逆に言うと「負債」と「純資産」は、「資産」を得るために使ったお金（財源）の内訳ということになりますから、次のような関係式が成り立ちます。

$$\text{「資産」} = \text{「負債」} + \text{「純資産」}$$



## 2 バランスシートの中身

もう少し細部を見てみましょう。平成23年度白川町貸借対照表をご覧ください。左側の資産は、1 公共資産、2 投資等、3 流動資産と大きく三つに分かれています。右側の貸方は、【負債の部】と【純資産の部】に分かれます。【負債の部】は、1 固定負債と2 流動負債に分かれ、【純資産の部】は、1 公共資産等整備国県補助金等、2 公共資産等整備一般財源等、3 その他一般財源等、4 資産評価差額に分かれています。それぞれの内容について、簡単に触れておきます。

### (1) 資産とは

資産とは、これまで町がさまざまな形で行った、行政サービスの中で形成された「モノ」です。資産には、次のような意味があります。

#### ① 公共資産

町民の皆さんから納めていただいた税金や地方債といった町の財源をもとに造られた土地や建物、道路などを公共資産と呼びます。公共資産は、有形固定資産と売却可能資産に分かれます。

公共資産は、年を経るごとにその価値が下がっていきます。その減少分を償却費として計算し、現在の価値を評価することを減価償却と言います。この減価償却後の額を累積したものが、有形固定資産として計上してあります。

減価償却の計算方法は、それぞれ分類した区分ごとに減価償却の期間を決め、その期間は均等に償却していくという方法を採用しています。また、バランスシートの資産を評価する方法には、決算統計から普通建設事業費を集計する決算集計方式と、財産を個々に評価する台帳方式の二つがありますが、ここでは決算集計方式により資産評価をしました。

固定資産を評価する方法は、土地を購入したり建物や道路を造るために掛かった経費（「普通建設事業費」といいます。）を評価の基準とする方式（「取得原価主義」（取得に必要とした実際の支出額）といいます。）を採用します。したがって、現在の価値で評価する方式（「時価方式」といいます。）ではないため、取得した当時の価格で計上してあります。

\* 売却可能資産のみ時価評価しています。

#### ② 投資等

投資等は、「投資及び出資金」、「貸付金」、「基金等」、「長期延滞債権」に分類されます。なお、「貸付金」、「長期延滞債権」のうち、回収不能と見込まれる額を「回収不能見込額」にマイナス計上しています。純資産の部に資産評価差額を計上するため、「投資及び出資金」は、市場価格の有るものと、無いものに分けて把握しています。

また、基金等のうち流動性の高いものについては、次の流動資産に分類しています。

### ③ 流動資産

流動資産は、現金預金と未収金に分かれます。

#### ア 現金預金

現金預金は、流動性が高い基金を加えた以下の三つで構成されます。

- ・ 財政調整基金：不況などによる大幅な税収の減少や、災害などの思わぬ支出の増加といった、予期しない収入減や不測の支出増加に備え、財源に余裕のある年度に積み立てたお金です。
- ・ 減債基金：地方債という町の借金が増加すると、住民福祉などの事業に影響を及ぼします。計画的な財政運営を図るため自治法に基づき設けられた基金です。
- ・ 歳計現金：歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額です。

#### イ 未収金

地方税の未収と回収不能見込額があります。

- ・ 未収金：税金等で、まだ納めてもらっていないお金
- ・ 回収不能見込額：上記の未収金のうち回収不能と見込まれる額

## (2) 負債とは

負債は、簡単に言ってしまうと借金です。しかし、その借金にもさまざまな形態、返済期間が設定されています。バランスシートでは、負債を固定負債と、流動負債に分類しています。それぞれ次のような内容になっています。

### ① 固定負債

固定負債とは、1年以上の期間をおいて返す借金です。地方債（町が行政サービスを行うにあたって資金調達のために借り入れたお金＝借金）、未払金（債務負担行為（将来にわたって支払義務を負っている行政サービス））及び退職手当引当金が、これにあたります。

#### ア 地方債

土地を購入したり建物や道路を造ったりする際に、町に有るお金だけでなく、借金をする場合があります。この借金を地方債と呼びます。地方債の残高のうち、翌年度に返済しなければならない分を流動負債へ分類し、残りを固定負債に分類します。普通交付税として後年度以降交付される額については、注記の部分に金額が記載されています。

#### イ 長期未払金

長期未払金は、①物件の購入等、②債務保証又は損失補償、③その他に分類されます。物件の購入等、債務保証又は損失補償は、翌々年度以降の支出予定額を

計上します。その他には、当該年度までに物件の引渡しやサービスの提供が行われているものについてのみ、翌々年度以降の支出予定額を計上します。翌年度支出予定額は、流動負債の未払金に計上されます。

#### ウ 退職手当引当金

基準日（年度末）に全職員が退職したと想定し、必要となる退職手当の支給総額を計上しています。

### ② 流動負債

「流動負債」とは、1年以内に返さなければならない借金のことです。具体的には、未払金や過去に発行した地方債のうち1年以内に返さなければならない額がこれにあたります。賞与引当金については、平成22年度に支出する賞与の金額のうち、平成22年度期間にかかる部分を見積もったものです。

なお、流動負債のうち、「短期借入金（翌年度繰上充用金）」とは、その会計年度が過ぎてから、歳入と歳出を計算してみて、歳入が歳出より少なかった場合、次年度歳入を繰り上げてその会計年度の歳入に充てる金額のことですが、通常ではまずない項目です。

### (3) 純資産とは

企業で言うところの自己資本のことです。町は、営利活動をしないことから、公会計のバランスシートでは、これを純資産と呼びます。公共資産の形成に関する「公共資産等整備国県補助金等」と「公共資産等整備一般財源等」のほか、それ以外の資産を形成するための財源である「その他一般財源等」、資産の評価差額から計上される「資産評価差額」があります。

#### ①公共資産等整備国県補助金等

町が行政サービスという事業を行うのに、国や県から補助金を受けることがあります。この補助金は、借金ではないので将来返済する必要がありません。したがって、一般財源同様に、町が取得した資金ということになるので、純資産として計上してあります。ただし、この国県補助金等は、行政サービスという事業を行った結果、形成された有形固定資産の資金の一部に充てています。そのため、この国県補助金等についても、減価償却を行い計上してあります。

#### ②公共資産等整備一般財源等

公共資産形成のために充てた一般財源は、この項目に計上してあります。

#### ③その他一般財源等

公共資産の形成以外に充てられた財源を計上してあります。

#### ④資産評価差額

資産の再評価や寄附により、資産の金額に差額が生じた場合に計上します。

### 3 バランスシート作成にあたって

使用した数値は、昭和 44 年度以降の決算統計データを基礎にしています。「決算統計」とは、地方公共団体の毎年度の決算状況を各地方自治体が作成し総務省がまとめた統計で、地方財政全体の執行状況を表す基礎的な統計です。

なお、この後説明する資料の中で端数調整をしている場合、基となる数値をそのまま四捨五入していますので、合計が合わないこともあります。

## 4 町のバランスシートを見てみましょう

### (1) 平成 23 年度バランスシート

平成 23 年度末（平成 24 年 3 月 31 日）の白川町のバランスシートを単純化して前年度と比較すると、次のとおりとなります。

単位：億円

借 方				貸 方			
区分	H23	H22	増減	区分	H23	H22	増減
<b>【資産の部】</b>				<b>【負債の部】</b>			
公共資産	283	282	1	固定負債	53	53	0
投資等	14	14	0	流動負債	6	6	0
流動資産	10	10	0	(うち地方債)	( 44)	( 43)	( 1)
				<b>【純資産の部】</b>	248	247	1
合計	307	306	1		307	306	1

平成 23 年度の主な増減要因は、次のとおりです。

公共資産：資産の取得額（1,328,551 千円）が、減価償却による資産価値の目減り額（1,251,931 千円）を上回ったため。

負債の部：地方債では、償還元金以上に借入を行わない財政運営に努めていますが、交付税の減額に伴い借入を行っている臨時財政対策債の発行及び H22 年度事業の繰越に伴い H22 年度債の発行を H23 年度で行ったため、地方債額が増額となっています。

## (2) バランスシートを町民一人当たりしてみると

町民の皆さん一人当たり置き換えたバランスシートを作成しました。平成24年3月末の住民基本台帳人口9,711人から計算しています。白川町の平成23年度末の住民一人当たりの資産は、316万円であり、その一人当たりの資産は、61万円の負債と255万円の資本で賄われています。このように、町民一人当たり換算をしてみると、比較的身近なものとしてみていただけるとは思いませんか。

図表 住民一人当たりバランスシート (概略)

借 方	貸 方
資 産 316万円	負 債 61万円
	純資産 255万円

## 5 バランスシートをもっと詳しく見てみましょう

今回は、新公会計制度の下で、作られたバランスシートです。平成23年度数値をみながら、さらに詳しく内容を見てみましょう。

### 【資産の部】

#### (1) 公共資産

税金や地方債で取得した土地や建物、道路などの公共資産は、図表のような形で蓄積されています。

単位：千円

1 公共資産		
(1) 有形固定資産		
①生活インフラ・国土保全	8,349,320	
②教育	7,642,253	
③福祉	1,143,984	
④環境衛生	144,021	
⑤産業振興	9,185,895	
⑥消防	620,752	
⑦総務	1,184,121	
有形固定資産計		28,270,346
(2) 売却可能資産		43,927
公共資産合計		28,314,273

また、公共資産約283億円の中身をさらに分析すると、次のようになります。

○土地 25億円

うち売却可能資産44百万円 時価評価

○建物 258億円

取得総額 562億円

減価償却累計 303億円（うち当年度分 13億円）

○残存価格 562億円－303億円 ＝ 259億円

建物の減価償却累計総額303億円が取得価格総額562億円に占める割合は

46%となっています。この割合は、有形固定資産の老朽化率を表しています。数値が大きいほど、施設の老朽化が進んでいることが分かります。

売却可能資産は、第一段階として、利用予定のない土地を、個々に時価評価して計上しています。

評価額については、固定資産税評価額を基準にしています。バランスシート作成でも、3年に一度時価の見直しを行います。

## (2) 投資等

この投資等は、「投資及び出資金」、「貸付金」、「基金」、「長期延滞債権」に分類されます。また、「貸付金」と「長期延滞債権」のうち、回収不能と見込まれる額は、「回収不能見込額」にマイナス計上されます。

単位：千円

<b>2 投資等</b>		
(1) 投資及び出資金		
①投資及び出資金	120,079	
②投資損失引当金	0	
投資及び出資金計		120,079
(2) 貸付金		0
(3) 基金等		
①退職手当目的基金	0	
②その他特定目的基金	1,027,890	
③土地開発基金	50,000	
④その他定額運用基金	150,300	
⑤退職手当組合積立金	0	
基金等計		1,228,190
(4) 長期延滞債権		87,011
(5) 回収不能見込額		△ 49,047
投資等合計		1,386,233

「投資及び出資金」については、次のとおり、市場価格の有るものと、無いものに分けて把握しています。

○ 市場価格のあるもの

白川町では市場価格のあるものに該当する投資は、3件が該当し、無償譲渡（寄付）等で受け取っています。

資産の評価方法については、平成23年度末の時価評価とし、平成22年度末時点と平成23年度末時点での差額を資産評価差額として計上しています。なお、著しく下落の激しいもの（3割以上）については、投資損失として計上しています。

※ 時価のある投資及び出資金

区分	株数・口数	H22年度末 評価額 (千円)	H23年度末 評価額 (千円)	下落率	評価差額 (E) - (C)	投資損失
東海旅客鉄道(株)	1	544	670		126	0
名古屋鉄道(株)	1,000	324	222	△31.5%	0	102
近畿日本鉄道(株)	1,000	356	307	△13.8%	△49	0
合計		1,224	1,199	—	77	102

○ 市場価格のないもの

当該年度までの出資総額を計上しています。

投資及び出資金の計上額は、市場価格のあるものの時価評価額115万1千円と、市場価格のないものの出資総額1億1,966万9千円を合計した1億2,082万円を計上しています。

※ 連結対象団体出資先等

出資(出捐)先名	出資額 (千円)
(株)美濃白川クオールの里	30,000
美濃白川楽集館	3,000
(有)白川町農業開発出資金	51,000
(有)てまひまグループ出資金	2,150
(有)野菜村チャオ出資金	3,000
(株)佐見とうふ豆の力	1,000
合計	90,150



連結対象以外

出資(出捐)先名	出資額 (千円)
岐阜フットボールクラブ	1,000
コミュニティネットワーク(CCNET)	500
地方公営企業等金融機構	600
岐阜県信用保証協会	3,025
白川町森林組合	5,200
ふるさと市町村圏基金	16,740
ほか13団体	3,754
合計	30,819

「基金」について、財政調整基金と減債基金は、流動性があるというその性質から流動資産に計上しています。その他特定目的基金の内訳は次のとおりです。

図表 特定目的基金の内訳

名称	金額(千円)
教育施設整備基金	196,807
産業振興基金	183,306
地域振興基金	174,582
地域福祉基金	213,000
音楽振興基金	5,520
国民体育大会運営基金	58,235
住民生活に光をそそぐ基金	5,000
地域情報化推進基金	141,440
水源の里エネルギー基金	50,000
合計	1,027,890

(参考：定額運用基金)

土地開発基金	50,000
どんぐり基金	150,000
収入印紙等購入基金	300

平成23年度では、水源の里エネルギー基金を新たに設置し5,000万円を積み立てたほか、教育施設整備基金に1,930万円を、地域振興基金に8,261万円を、地域情報化推進基金に3,994万円を積み立てるなどにより、平成22年度基金積立額に比べ2,624万円程の増額となっています。

また、定額運用基金として「土地開発基金」を5千万円、「どんぐり基金」を1億5千万円、「収入印紙等購入基金」を30万円保有しています。

次に、「長期延滞債権」と「回収不能見込額」について説明しておきます。

まず、「長期延滞債権」ですが、収入未済額のうち、前年度以前のものを計上してあります。また、前年度以前に未納がある債務者が当該年度にも未納をしている場合は、当該年度の未納額についても長期延滞債権に振り替えて計上しています。

「回収不能見込額」は、長期延滞債権となった金額のうち、債務者が免責決定を受けている場合や、居所が不明な者などは、債権額の100%を回収不能見込額としました。また、特殊なものや大口のものは、債務者ごとに過去の納付実績などを基に回収不能見込額を判断しています。ただし、税金の未収金などで債務者当たり100万円未満のものについては、次のように算出し、過去5年間の平均を計上しています。

不能欠損÷（滞納繰越収入額＋不能欠損額）

この未収金は、回収をあきらめたという金額ではなく、合理的に算出した金額ということになります。

(3) 流動資産

流動資産は、(1) 現金預金として「財政調整基金」、「減債基金」の平成23年度末の積立額と、平成23年度末普通会計決算における「歳入」、「歳出」の差引額を歳計現金の額として計上してあります。

未収金は、投資等の長期延滞債権と回収不能見込額に該当しなかった、当該年度の未収金額と回収不能見込額を計上しています。つまり、流動資産には、すぐに現金に換えることができる資産と、長期延滞債権に該当しなかった1年以内の未収金と回収不能見込額が計上されることとなります。

単位：千円

<b>3 流動資産</b>		
<b>(1) 現金預金</b>		
①財政調整基金	660,000	
②減債基金	43,840	
③歳計現金	282,244	
現金預金計		986,084
<b>(2) 未収金</b>		
①地方税	12,787	
②その他	20	
③回収不能見込額	△ 504	
未収金計		12,303
流動資産合計		998,387

## 【負債の部】

負債は大きく分けて固定負債と流動負債に分類されます。

### (1) 固定負債

固定負債とは、1年以上の期間をおいて返さなければならない借金です。

単位：千円

1 固定負債		
(1) 地方債		4,381,990
(2) 長期未払金		
① 物件の購入等	0	
② 債務保証又は損失補償	0	
③ その他	0	
長期未払金計		0
(3) 退職手当引当金		903,151
(4) 損失補償等引当金		0
固定負債合計		5,285,141

#### ① 地方債

施設を建設したり、道路を整備する場合は一度に多額の資金が必要となります。これらの資金は、単年度で確保することが困難なため、国の機関や、銀行等から長期にわたって借入れをしています。この借入金を地方債（町の借金）といいます。

白川町の普通会計の地方債残高は、平成23年度末で49億4,735万円ありました。このうち、平成24年度に償還する元金5億6,536万円を流動負債へ、残り43億8,199万円を固定負債に計上しています。

#### ② 長期未払金

長期未払金には、リース物件として後年度支払が発生する金額を計上しています。

利子補給についても、貸付金に対して毎年発生するものなので、リース物件同様「長期未払金」に計上するものですが、平成23年度は該当ありません。

#### ③ 退職手当引当金

企業の退職手当引当金の計算は、法人税法などによって規定されているところですが、他市町との比較を図るため、年度末に全職員が退職した場合の退職手当総額を計上しました。算出方法としては、当該年度末における全職員について、職員の区分別・勤続年数別に計算したものです。

## (2) 流動負債

流動負債とは、1年以内に返さなければならない借金のことです。

賞与引当金は、賞与は、一定期間勤務したことに対する労働の対価と考えられます。したがって、6月の賞与は、前年度である、前年12月から当年3月までの4箇月分と、当該年度2箇月分の合計となっています。平成23年度のバランスシートでは、平成24年6月に支給される期末勤勉手当の6分の4を引当金として計上しています。

単位:千円

2 流動負債	
(1) 翌年度償還予定地方債	565,360
(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）	0
(3) 未払金	0
(4) 翌年度支払予定退職手当	0
(5) 賞与引当金	47,431
流動負債合計	612,791

固定負債と流動負債の主なものは、地方債です。

一般会計での借入金は、主に過疎対策事業債や、地方交付税の減額に伴う臨時財政対策債などを活用しています。過疎対策事業債については元利償還金の70%、臨時財政対策については100%が交付税として後年度交付されるものです。その他の借入についても、できる限り有利な町債の活用に努めています。

特別会計での借入金は、主に平成10年度から平成17年度にかけて事業を行った簡易水道整備事業（総事業費102億円）のための借入金です。

借入額については、毎年の返済する元金以上に借入をしないことを基本方針とし、健全財政の運営に努めています。

【純資産の部】

平成23年度白川町の純資産は、下の図表のとおりになります。

単位：千円

[純資産の部]	
1 公共資産等整備国県補助金等	7,418,553
2 公共資産等整備一般財源等	19,898,268
3 その他一般財源等	△ 2,515,937
4 資産評価差額	77
純資産 計	24,800,960

(1) 公共資産等整備国県補助金等

公共資産形成に充てた国や県からの補助金を、減価償却して計上してあります。

(2) 公共資産等整備一般財源等

公共資産形成に充てた一般財源を、減価償却して計上してあります。

(3) その他一般財源等

旧総務省方式では、ひとまとめになっていた「一般財源」ですが、今回の総務省改訂モデルでは、この「一般財源」を、資産の形成に充てた一般財源として「公共資産等整備一般財源等」、資産形成以外に充てた一般財源として「その他一般財源等」に区分しました。これは、資金の拘束性により純資産を区分するためです。

公共資産等の整備財源は、将来の行政サービスや地方債償還の財源として使うことはできず、既に公共資産等に投下された財源として拘束されていると考えられます。したがって、「公共資産等整備一般財源等」は拘束された純資産を表し、「その他一般財源等」は将来自由に財源として使用できる純資産を表すこととなります。

通常、「その他一般財源等」は、マイナスになると思われます。それは、既に将来の財源の一部が拘束されていることを表しています。このような状況が発生するのは、資産形成を伴わない負債が存在するためです。

(例) 10億円の臨時財政対策債(借金)をして、経常的支出に充てた場合

借方	貸方
資産 0億円	負債 10億円
	純資産 △10億円

このような負債は、将来の税収等の一般財源により賄わなければならないため、その他一般財源等がマイナスとして表示されます。

白川町の場合、こうした地方債の全てが臨時財政対策債など後年度交付税として交付される優良債で形成されています。

#### (4) 資産評価差額

新たに売却可能資産を計上した場合の売却可能額と帳簿価額との差額や資産の評価替えを行った場合の評価替えによる差額、寄附等により無償で資産を受贈した場合の評価額などが計上されます。

## 6 平成23年度バランスシートから見えるもの

### (1) 社会資本形成の世代間負担割合

バランスシートの有形固定資産にあたる部分が、社会資本（町民の皆さんの生活に役立つ公共の施設）の整備状況を示します。この資本形成が、これまでの世代によるもの（純資産によって造られた）か、それとも将来の世代によるもの（地方債などの借金（負債）によって造られた）かの割合を「社会資本形成の世代間負担割合」と言います。平成23年度末で造られた資産のうち、将来への負担割合は、

$$(30\text{億}2,894\text{万}1\text{千円} + 0) \div 282\text{億}7,034\text{万}6\text{千円} = 10.7\%$$

地方債残高                      \* 債務負担行為              \*\* 有形固定資産合計                      将来負担割合

\* 地方債総額（49億4,735万円）のうち、臨時財政特例債、減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債（19億1,840万9千円）は社会資本形成に直接関係していないため、地方債残高から除いています。

\*\* この場合の債務負担行為は、社会資本形成の財源となっているものがある場合に計上します。

となります。つまり、今ある資産のうち、約11%を将来世代に負担してもらう必要があることを示しています。

市町村のする借金は、一般家計とはやや異なり、これから数十年使える施設や道路の費用を、現世代だけに負担してもらうのではなく、その施設や道路を利用するであろう、将来世代にも負担してもらうという意味があります。そういう意味では、必ずしも慎むべきものではありません。ただし、将来への負担を増やしてでも資産形成を行っておくべきかどうか、そのバランスが重要となります。





### ③ 流動比率

短期の資金繰りを見るのに役立つ比率で、1年以内に返さなければならない負債（流動負債）に対して、現金などの手元の資金（流動資産）がどのくらいあるかを見るものです。これにより資金繰りの安定性を計ることができ、この割合が高いほど安定していると言えます。また、この値が小さくなると、資金に融通がきかなくなってしまう、「財政の硬直化」が懸念されるようになります。企業の場合は、短期的な資金繰りを見る指標として使われますが、町の場合は、課税権があり、税金がある限り資金繰りが困難になることは、ありません。100%を割ったからといって、すぐに資金繰りが苦しくなる、ということにはなりません。

$$\begin{array}{ccc} 9億9,838万7千円 & \div & 6億1,279万1千円 & \rightarrow & 162.9\% \\ \text{流動資産合計} & & \text{流動負債合計} & & \text{流動比率} \end{array}$$

- \* 流動比率が100%以下であれば、短期的な支払いのために資本や長期負債が使用されていることになります。

このように、項目ごとの数値を使い、いろいろな分析を行うことができます。今後年数を積み重ねて、同一条件下で経年比較をしたり、他団体の数値が公開されるようになれば、さらに一歩踏み込んだ分析ができるようになります。

添付資料

**耐用年数表**

決算統計上の区分	耐用年数
総務費	
庁舎費	50
その他	25
民生費	
保育所	30
その他	25
衛生費	25
労働費	25
農林水産業費	
造林	25
林道	48
治山	30
砂防	50
漁港	50
農業農村整備	20
海岸保全	30
その他	25
商工費	25

決算統計上の区分	耐用年数
土木費	
道路	48
橋りょう	60
河川	49
砂防	50
海岸保全	30
港湾	49
都市計画	
街路	48
都市下水路	20
区画整理	40
公園	40
その他	25
住宅	40
空港	25
その他	25
消防費	
庁舎	50
その他	10
教育費	50
その他	25

## 第2 行政コスト計算書

### 1 行政コスト計算書とは

行政コスト計算書は、企業会計でいう損益計算書にあたるものです。損益計算書とは、いくら収益があつて、それを生み出すためにいくら費用が掛つたか。結果、損益がいくらであつたかを示すものです。ただ、公会計でいう行政コスト計算書は、損益を見ることが目的ではなく、資産形成につながらない部分での行政サービスにいくら掛つたかというように、皆さんが受ける行政サービスのコスト（原価）計算に重点が置かれています。言い換えれば、行政サービスの内容が、その費用で妥当であつたかを知る手掛かりとして、行政コスト計算書があるといえます。

新地方公会計制度のもとでは、収入を「使用料・手数料」と「分担金・負担金・寄附金」に限定することで、経常行政コストを経常収益（業務収益）でどれだけ賄っているか、受益者負担に基づく数値が示されます。「使用料・手数料」と「分担金・負担金・寄附金」以外の収入については、純資産変動計算書に計上されることになりました。

その年度に入ってきたお金は、道路や学校などの資産形成に充てられたものと、資産形成にはつながらない（人によるものや給付によるものなど）サービスに充てられたものとに分けることができます。資産形成に充てられたお金の流れが、バランスシートに計上され、資産形成につながらない、つまりその年度中のサービスで終わってしまうお金の流れが、行政コスト計算書や純資産変動計算書に計上されるのです。行政コスト計算書には、減価償却費や退職手当引当金繰入などのように、実際にその年度内にお金の動きがなくても、その年度の経費として計上するものもあります。

## 2 行政コスト計算書の中身

行政コスト計算書をご覧ください。行政コスト計算書は、出て行くお金（経常行政コスト）と、入ってくるお金（経常収益）の二つに分かれます。出ていくお金は、人件費、物件費、扶助費と言った性質別に細分しています。横列は、生活インフラ・国土保全、教育、福祉、環境衛生、産業振興などのように目的別に分かれています。

### （1）経常行政コストの内訳

経常行政コストは、次のようにまとめることができます。上から「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」、「移転支出的なコスト」、「その他のコスト」です。

#### ①「人にかかるコスト」

人件費、退職手当引当金繰入等、賞与引当金繰入額がここに分類されます。退職手当引当金繰入等は、

- （当該年度退職手当引当金－当該年度退職手当組合積立金）
- －（前年度退職手当引当金－前年度退職手当組合積立金）
- ＋当該年度退職手当組合負担金

となります。

賞与引当金繰入額については、バランスシートの「流動負債」の賞与引当金額と同額を計上します。

#### ②「物にかかるコスト」

物件費、維持補修費、減価償却費がここに分類されます。物件費とは、人件費、維持補修費や扶助費などに分類されているコスト以外の費用のことです。したがって、その範囲は広く、消耗品、備品購入費、使用料、原材料費などが含まれます。

維持補修費は、町が管理しているさまざまな施設の比較的安価な修繕費用です。有形固定資産として、バランスシートに計上されている道路や学校などの施設は、それができた年度にすべてを費用として計上してしまうと、年度によって費用にばらつきがでてしまうため、費用を平均化する必要があります。そのため、各施設ごとに耐用年数を設定し、その年数で割ったものが各年度の費用になるのです。これが、減価償却費です。

#### ③「移転支出的なコスト」

社会保障給付、補助金等、他会計への支出額、他団体等への資産整備補助金等がここに分類されます。これらは、「人にかかるコスト」や「物にかかるコスト」のように、人や物に変わってサービスが生まれるのとは違い、入ってきたお金が、お金の形のまま直接町民の皆さんに使われるものです。

#### ④「その他のコスト」

支払利息、回収不能見込計上額、その他の行政コストがここに分類されます。

ア 支払利息は、地方債の借入に伴い支払わなければならない利子です。

イ 回収不能見込額は、次の計算式で求めます。

当該年度末回収不能見込額－前年度末回収不能見込額＋当該年度不能欠損額

町税などの収入は、実際に収入になっていなくても、町に入ってくる額が確定した時点でこれを収入と見なします。このように収入金額を確定させることを「調定」と言います。しかし、実際には収入できずに時効になってしまう場合があり、これを不納欠損として、バランスシートの未収金から行政コスト計算書の費用に振り替えることとなります。

ウ その他行政コストは、次の算式で求めます。

失業対策事業費＋当年度末（長期未払金＋未払金）

－前年度末（長期未払金＋未払金）

－前年度末（長期未払金＋未払金）のうち当年度債務履行額

（ただし、普通建設事業費に計上されるものを除く）

この行政コスト計算書では、費用がその年度分として発生した時点で、行政コストとしています。そのため、現金の動きがあったものだけを計上していたこれまでの決算数値とは異なるものとなっています。

人件費、社会保障給付、支払利息は、任意に削ったり、圧縮したりできない経費（これを義務的経費といいます。）であり、これらのコスト割合が大きいということは、行政サービスが硬直化してしまうことを意味します。そのため、このような義務的経費の割合を、低く抑えることが望ましいと言えます。

#### （２）経常収益の内訳

経常収益は次の二つとなっています。

（ア）使用料、手数料

（イ）分担金、負担金、寄附金

他の収入は、純資産変動計算書に計上されています。

### 3 行政コスト計算書の作成にあたって

今回作成した行政コスト計算書は、以下の(1)～(3)を約束事として作成しました。

#### (1) 対象とする会計範囲

バランスシートと同様、普通会計について作成するものとします。

#### (2) 計上コストの範囲

基本的には、決算統計の数値を利用します。ただ、決算統計は現金収支に基づいていますが、この計算書には、現金収支を伴わない減価償却費や不納欠損額なども当年度の行政コストとして計上しています。

#### (3) 発生主義による作成

地方公共団体の普通会計は、「現金主義」（現金の移動があった場合に記帳され、それを経理の基準とする方式）を採っています。この計算書では、それに「発生主義」（収益や費用をその発生の事実に基づいて計上する方式）に基づく整理・調整を行っています。

## 4 行政コスト計算書を見てみると

### (1) 白川町の行政コスト計算書

町の行政コスト計算書を単純に表すと下のとおりとなります。

① 経常行政コスト合計	55億52百万円
人にかかるコスト	9億32百万円 (17%)
物にかかるコスト	19億91百万円 (36%)
移転支出的なコスト	25億49百万円 (46%)
その他のコスト	80百万円 (1%)
② 経常収益 (収入)	1億45百万円
③ 差引 (①－②)	54億07百万円

## (2) 行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産（バランスシートの有形固定資産）に対する比率は、資産を活用するためにどれだけのコストが掛けられているか、また、その主な内容を知る上で参考となる指標です。この比率が高いほど人的サービスの要素が高く、低いほど資産によるサービスの要素が高いと言えます。各行政分野でハード、ソフト両面から財源配分を検討する上でも参考となります。

目的別項目	行政コスト (千円)	公共資産 (千円)	行政コスト対 公共資産比率 (%)
生活インフラ 国土保全	354,867 ÷	8,349,320 =	4.3
教育	865,486 ÷	7,642,253 =	11.3
福祉	1,369,027 ÷	1,143,984 =	119.7
環境衛生	748,248 ÷	144,021 =	519.5
産業振興	1,193,197 ÷	9,185,895 =	13.0
消防	274,392 ÷	620,752 =	44.2
総務	596,498 ÷	1,184,121 =	50.4
議会	70,158 ÷	0 =	—

## (3) 純経常行政コストに対する純資産変動計算書の一般財源等の割合

純経常行政コストに対する純資産変動計算書にある一般財源等\*の比率を見ることによって、当該年度に行なわれた行政サービスのコストから、受益者負担分を除いたコスト（純経常行政コスト）が、受益者負担以外の収入によってどれだけ賄われたかが分かります。

\* 純資産変動計算書の「一般財源」と「補助金等受入」の合計のうち、その他一般財源等に該当する金額。

$$54 \text{ 億 } 710 \text{ 万 } 7 \text{ 千円} \div 50 \text{ 億 } 7,042 \text{ 万 } 8 \text{ 千円} = 106.6\%$$

純経常行政コスト      一般財源+補助金等受入（純資産変動計算書）

この比率が100%を下回っている場合は、翌年度以降へ引き継ぐ資産が蓄積されたか、あるいは、翌年度以降へ引き継ぐ負担が軽減されたこと（若しくはその両方）を表しており、逆に、100%を上回っている場合は、過去から蓄積した資産が取り崩さ



れたか、あるいは、翌年度以降へ引き継ぐ負担が増加したこと（若しくはその両方）を表しています。また、比率の数値が100%から乖離していくほど、その割合が高いこととなります。ただ、単年度の数値を見ただけで判断できるものでもありませんので、今後データの蓄積とともに経年比較できれば、現状把握や今後の改善点などが見えてくると思います。

参考資料 コストの具体的な内容

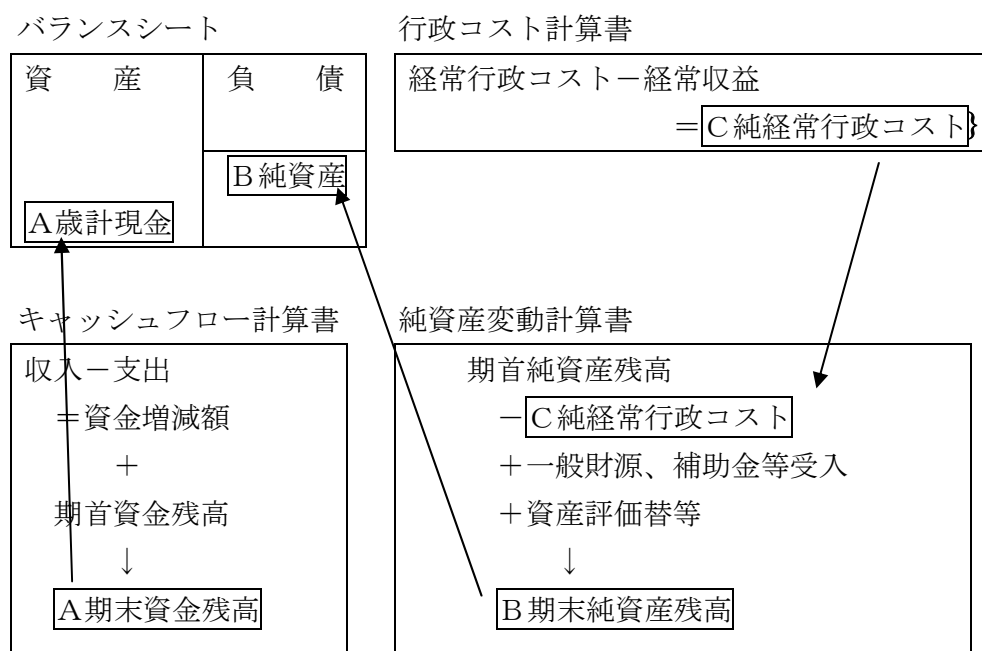
区 分	内 容
人件費	職員の給料、手当など
退職給与引当金繰入等	退職給与引当金（当年度－前年度）－退職手当組合積立金（当年度－前年度）＋当年度退職手当組合負担金
物件費	旅費、消耗品費、光熱水費、管理委託料や臨時職員賃金
維持補修費	建物の修繕、備品の修理や道路の補修費など
減価償却費	有形固定資産の減価償却費
社会保障給付	生活保護、児童福祉や身体障害者などの生活等を助けるための交付金
補助費等	他団体の事業に対する補助金（普通建設事業にかかわるものは除く）、国・県・一部事務組合等の業務を行うための負担金など
他会計への支出額	公共下水道事業特別会計など特別会計への繰出金、補助金、負担金
他団体への公共資産整備補助金等	町以外の団体や個人の普通建設事業への補助金・負担金 例：町内で実施された、県営土木事業の負担金など
支払利息	地方債の利子、一時借入金の利子
回収不能見込額	当該年度末回収不能見込額－前年度末回収不能見込額＋当該年度不能欠損額
その他行政コスト	失業対策事業費＋当年度末（長期未払金＋未払金）－前年度末（長期未払金＋未払金）－前年度末（長期未払金＋未払金）のうち当年度債務履行額（ただし、普通建設事業費に計上されるものを除く）

### 第3 純資産変動計算書

#### 1 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書は、バランスシートの純資産の動きを財源内訳とともに表示したもので、新地方公会計制度において新たに追加された計算書です。

まず、バランスシートや行政コスト計算書との関係を把握した上で説明する方がより理解しやすいと思いますので次の図表をご覧ください。



バランスシートの自己資金と言える、純資産の明細書が純資産変動計算書です。また、行政コスト計算書は、純資産変動計算書における純経常行政コストの明細書とすることができます。

行政コスト計算書では、1年間に掛かった経常行政コストから、受益者負担である経常収益を控除することで、「純経常行政コスト」を算出しています。「純経常行政コスト」を含んだ純資産変動計算書では、「純経常行政コスト」が受益者負担以外の収入である「一般財源、補助金等受入」によってどの程度賄われているかが示されています。

もう一つ、純資産変動計算書では、取得時の財源投入額や処分時の財源増加額を把握し、財源の移動を明らかにします。これを示したものが、計算書の中の「科目振替」です。

科目振替をご理解いただくため、バランスシートの「借方（資産）」を「公共資産の形成の部」と「その他の資産形成の部」に再編し、それぞれの財源（貸方）を示した分割バランスシートを作成しました。左側（平成22年度）から右側（平成23年度）への増減が純資産変動計算書により示され、さらに上側（公共資産等）と下側（そ

の他の資産)の移動を、計算書の科目振替で示しています。例えば、一般財源を使って土地を購入したとすると、「その他一般財源等」が減り、「公共資産等整備一般財源等」が増える(現金等が減って、資産整備財源が増えた)、といった具合です。ちなみに、平成23年度の分割バランスシートの公共資産等をご覧ください。これを見ると、町が「公共資産等」の部門限定で整備財源を、どのように賄っているかが分かります。白川町の場合、「公共資産等」の合計額299億円に対して、約8%を将来負担(建設地方債)、約25%を国や県からの補助金等で賄い、残りの67%は、一般財源等で負担済みであることが分かります。

図表：分割バランスシート

借方	貸方
公共資産等	負債
その他の資産	純資産

借方	貸方
公共資産等	地方債(建設債)
	公共資産等整備 国県補助金
	公共資産等整備 一般財源等
	資産評価差額

借方	貸方
その他資産	地方債 (建設債以外)
	地方債 (他団体補助充当分)
	その他負債
	その他一般財源

バランスシートは、公共資産に投下された資本と、その他の資産に投下された資本に分けて把握することができます。上記の図に白川町の状況をあてはめてみます。

平成22年度 バランスシート

単位:千円

借方	貸方
公共資産等 29,713,378	地方債(建設債) 2,474,801
	公共資産等整備 国県補助金 7,052,661
	公共資産等整備 一般財源等 20,186,036
	資産評価差額 -120

借方	貸方
その他資産 878,195	地方債 (建設債以外) 1,880,775
	地方債 (他団体補助充当) 524,092
	その他負債 971,849
	その他一般財源 △ 2,498,521

平成23年度 バランスシート

単位:千円

借方	貸方
公共資産等 29,883,364	地方債(建設債) 2,503,466
	公共資産等整備 国県補助金 7,481,553
	公共資産等整備 一般財源等 19,898,268
	資産評価差額 77

借方	貸方
その他資産 878,529	地方債 (建設債以外) 1,918,409
	地方債 (他団体補助充当) 525,475
	その他負債 950,582
	その他一般財源 △ 2,515,937

純資産変動計算書

## 2 純資産変動計算書の中身を見てください

純資産変動計算書をご覧ください。純資産変動計算書の横軸は、バランスシートの「純資産の部」の内訳と同じ公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他一般財源等、資産評価差額に分かれています。これを念頭に期首と期末の純資産残高と平成22、23年度のバランスシートの「純資産の部」を見比べてください。各項目の数値が、一致していることが分かります。純資産変動計算書は、バランスシートにある「純資産の部」の増減を示すものですから、2行目の「純経常行政コスト」から、「その他」までで増減内容をまとめてあると言えます。

### (1) 純経常行政コスト、一般財源、補助金等受入

純経常行政コストの金額に対して、一般財源及び補助金受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、純経常行政コストが受益者負担以外の経常的な財源によりどの程度賄われているかが分かります。

#### ① 純経常行政コスト

行政コスト計算書における「純経常行政コスト」の金額を、「その他一般財源」の欄にマイナス計上します。

#### ② 一般財源

一般財源には、地方税、地方交付税、その他行政コスト充当財源があります。その他行政コスト充当財源は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、財産収入、繰入金、諸収入などがあります。ただし、バランスシートの資産の減少、負債の増加となるような項目は控除しています。例えば、公共資産売却に伴う収入、投資及び出資金の回収・売却に伴う収入、基金の取り崩しによる収入、この後説明する臨時損益として計上されたものなどです。

この一般財源という項目は、行政コスト計算書ではなく純資産変動計算書で計上されることになった項目です。行政コスト計算書での収入項目は、使用料・手数料と分担金・負担金・寄附金だけとなっています。

#### ③ 補助金等の受入

当該年度の国庫支出金及び県支出金のうち、白川町で行う普通建設事業費の財源となった金額を計上しています。

### (2) 臨時損益

経常的なコストや財源のほかに、公共資産の除売却や投資損失など臨時的な要因によるコストや収入を計上します。

### (3) 振替科目

(1)、(2)で示した項目が、主な純資産の変動要因となります。しかし、それ以外に、資本的支出に伴う純資産内部の振替が発生します。当年度に公共資産の財源として拘束された金額と、用途の自由な一般財源として回収された金額とのバランスが分かります。

単位：百万円

科目	公共資産等整備 国県補助金等	公共資産等整備 一般財源等	その他 一般財源等
公共資産整備への財源投入	0	447	-447
公共資産処分による財源増	0	0	0
貸付金・出資金等への財源投入	0	242	-242
貸付金・出資金等の回収等の財源増	0	-235	235
減価償却による財源増	-336	-916	1252
地方債償還等に伴う財源振替	0	219	-219

#### ① 「公共資産整備への財源投入」

4億4,687万円を掛けて、建設事業を行ったため、現金である「その他一般財源等」が、その分減少しました。

#### ② 「公共資産処分による財源増」

一般財源等で取得し、今まで持っていた土地などを売却した場合、その分資産が減り、現金である「その他一般財源等」が増えます。

#### ③ 「貸付金・出資金等」

貸借対照表の「2 投資等」に関する増減により振替が行われます。平成23年度の主な要因は、特定目的金の積立によるものです。

#### ④ 「減価償却による財源増」

資産の形成に充てられた国・県補助金も、減価償却をします。そのため、「公共資産等整備国県補助金等」と「公共資産等整備一般財源等」も減価償却され、公共資産に充てられた財源から除かれる形になります。公共資産の金額そのものが減価償却により目減りしているため、その財源である補助金についても減額するからです。そして、その合計額がそのままその他一般財源の増加分として計上されます。公共資産の財源として拘束された財源が、減価償却に伴い、一般財源として回収されたことを表しています。

なお、減価償却費13億円は、行政コスト計算書に計上されているため、純行政コストに含まれています。したがって、「その他一般財源等」は、結果的に増減せず、「公共資産等整備国県補助金等」、「公共資産等整備一般財源等」のみが減少することになります。

⑤「地方債の償還に伴う財源振替」

地方債を償還しても、財産がなくなるわけではありません。地方債を償還したことで、その他一般財源（現金等）が減少し、その額が公共資産等の財源として拘束されることとなります。そのため、公共資産等整備一般財源等が増加することとなります。

(4) 上記以外（資産評価替えによる変動額、無償受贈資産受入、その他）

売却可能資産や有価証券の時価評価に伴い、評価による増減額が生じます。また、価値のある資産を無償で受け入れることで受贈益が発生することもありますので、ここでその増減額を計上します。

- ① 資産評価替えによる変動額には、資産の評価替えを行った場合に出る差額や、売却可能資産を新たに計上した場合の取得価格と売却可能額の差額などを計上します。
- ② 無償受贈資産受入は、寄附等により無償で資産を授贈した場合、当該無償受贈資産の有形固定資産計上額を、「資産評価差額」の欄に計上します。

これらの増減額を各項目ごとに合計したものが、期末純資産残高となり、今年度のバランスシートの純資産の部と一致することとなります。

## 第4 キャッシュ・フロー計算書

### 1 キャッシュ・フローの意義

キャッシュ・フローとは、資金の増加や減少を意味します。一会計年度における資金の動きを表示したものが、キャッシュ・フロー計算書です。

このキャッシュ・フロー計算書は、行政活動を資金の流れから見たものであり、年初と年度末の資金の増減内訳を一表に表したものです。公会計では、従来からキャッシュ・フローを意識した単式簿記を採用しており、既に「歳入歳出決算書」を作成しています。このため、自治体にとっては、なじみやすいものであると言えます。

### 2 活動区分別のキャッシュ・フロー

企業会計において作成されるキャッシュ・フロー計算書は、活動別に「営業活動」「投資活動」「財務活動」の三つに分けることとされています。これら活動区分別に資金調達源泉やその用途を明確にすることによって、それぞれの内訳やその収支状況が把握できるからです。新地方公会計のキャッシュ・フロー計算書は、企業でいう営業活動の部分が「経常的収支の部」、投資活動と財務活動の部門が「投資・財務的収支の部」にあたり、それ以外に「公共資産整備収支の部」を計上しています。企業とは少し違ったものとなります。

#### (1) 経常的収支の部

経常的収支の区分には、地方公共団体で経常的に行われる行政活動から発生するキャッシュ・フローを計上します。具体的には、税金、施設利用料や発行手数料等の収入、人件費や小額物品（消耗品）等の購入、「公共資産整備収支の部」や「投資・財務的収支の部」以外のキャッシュ・フローを計上することになります。

企業会計の場合、「経常的収支の部」に相当する「営業活動によるキャッシュ・フロー」が、少なくとも黒字でなければ倒産の危険性が非常に高いと言われており、さらにこの黒字額を最大化することが企業目的とされます。

この経常的収支の部は、これまで財政指標としていた「経常収支比率」とほぼ同様の考え方によっており、この黒字額が小さい場合には財政構造が硬直化しているため、支出削減に努めることが必要となります。

#### (2) 公共資産整備収支の部

公共資産整備収支の部には、公共資産整備に伴う支出と当該支出に充てた特定財源などを計上します。ただし、普通会計が行う公共資産整備のほか、他の特別会計や他団体を通じて行った公共資産整備に対して、普通会計が負担した支出額も含んで計上しています。

#### (3) 投資・財務的収支の部

投資・財務的収支の部には、投資及び出資金、貸付金、基金に係る支出とそれらの財源、貸付金元金回収による収入、地方債元金償還による支出、他会計の公債費財源とするための繰出し、公共資産売却による収入などを計上しています。



### 3 キャッシュ・フロー計算書の三つの区分の関係

キャッシュ・フロー計算書の三つの区分は、「経常的収支の部」で生じた収支余剰（黒字）で、「公共資産整備収支の部」と「投資・財務的収支の部」の収支不足（赤字）を穴埋めするという関係になります。図表のようになります。

単位:百万円

公用資産整備収支の部		経常的収支の部	
公用資産 整備支出 1,570	公用資産 整備収入 1,100	経常的支出 4,044	経常的 収入 5,559
	収支不足 470	収支余剰 1,515	
投資・財務的収支の部			
公共資産 整備支出 1,222	公共資産 整備収入 138		
	収支不足 1,084		

経常的収支の部の黒字よりも、公共資産整備収支と投資・財務的収支の赤字合計の方が大きい場合は、期首にあった歳計現金が減少していることを表します。本町の場合、平成23度は3,861万円の減少となっています。

#### 4 作成資料

キャッシュ・フロー計算書は、既に作成されている歳入歳出決算書とほぼその構造が同じであることから、歳入歳出決算書を組み替えることによって作成することができます。ここでは、バランスシートや行政コスト計算書との関係を考えて、決算統計から作成しています。

##### ○ プライマリーバランス

注記のうち、基礎的財政収支（プライマリーバランス）とは、借金による収入と借金の返済に充てた支出を除いた収支です。ここでは、次の算式により算出しています。

$$\begin{aligned} \text{プライマリーバランス} &= \text{収入総額} - \text{地方債発行額} - \text{財政調整基金等取崩額} \\ &\quad - \text{支出総額} + \text{地方債元利償還額} + \text{財政調整基金等積立額} \end{aligned}$$

白川町の場合、平成23年度は、1,744万6千円の黒字となっています。

以上、新財務4表を基に本町の財政状況を見ていただきました。